

令和5年度 第3回 城北小学校運営協議会



令和5年10月19日（木）

浜松市立城北小学校

第 3 回 城北小学校運営協議会

令和5年 10月19日

14:00~15:30

会議室

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会：教頭 記録：中村>

1 会長挨拶（岩井会長）

2 校長挨拶（校長）

3 議長の選出（岩井会長）

4 前回会議録確認・・・資料1

5 熟議 <議長：岩井会長>

(1) 「やさしい」心を育てるために・・・資料2

①城北小学校いじめ防止基本方針について

②取組状況と自己評価

○「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況

○職員による自己評価（中間期）

(2) 学校が抱える課題と改善策

6 報告 <司会：教頭 記録：中村>

(1) 学校支援CDから・・・資料3

①7月～9月の城北小サポーター活動実施報告

②「コミスク便り（9月号）」発行について

7 連絡

(1) 学校運営協議会自己評価実施について

・提出締切 12月1日までに学校に提出

提出物 様式2「令和5年度 学校運営協議会自己評価表」【別紙：本日配付】

(2) 次回学校運営協議会

令和6年 2月 1日（木）14:30～16:00 会議室

(3) 次回の熟議内容の確認

(1) 学校関係者評価

① 本年度の教育活動の説明

② 学校評価を元にした改善案についての説明

③ 改善案についての熟議

(2) 来年度の学校経営の基本方針説明

(3) 来年度のCS活動の計画案※CS活動の説明

(4) 学校運営協議会の自己評価

閉会

学校運営協議会委員

会長	いわいく みこ 岩井弘美子
副会長	かわしま まさゆき 川嶋 正幸
委員	なかがわ かつお 中川 勝夫
委員	たかやなぎ みちこ 高柳 理子
委員	なかがわ ともひろ 中川 智博
委員	しみず ひろと がっこええん 清水 裕人 (学校支援CD)
委員	かみうえ りえ がっこええん 紙上 理恵 (学校支援CD)
委員	やまぎし えり 山岸 絵里
委員	もり さとこ 森 聖子

オブザーバー

静岡大学	おおの きりゅうたろう 大野木龍太郎
はままつ青少年の家	いのした しゅんすけ 井下 俊輔
高台協働センター	かわにし ひろあき 河西 博昭
高台協働センター	やまぐち ともあき 山口 朋章

学校

校長	やまうち としひろ 山内 登志弘
教頭	こじま すみか 小嶋 澄華
C S 担当教職員	すずき ひさこ 鈴木 久子
C S ディレクター	なかむら あさみ 中村 朝実

浜松市教育委員会

教育総務課	すずき ようこ 鈴木 陽子
-------	------------------

学校運営協議会 年間計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和5年 4月27日 木曜日 14:30～16:00 会議室	(1) 学校運営の基本方針について ①「やさしい」心を育てるために (2) いじめ防止等のための基本的な方針 (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について 報告 (1) サポーターとつくる特色ある学校づくり年間計画 (2) 学校コーディネーターから ①4月の城北小サポーター活動計画 ②やらまいかについて	
2	6月8日 木曜日 14:30～16:00 会議室	(1) 「やさしい」心を育てるために ①「いのちについて考える日」の実践について (2) 学校評価の評価項目について 報告 (1) 4・5月の実践について	
3	10月19日 木曜日 14:00～15:30 会議室 授業参観 13:30～14:00	(1) 「やさしい」心を育てるために ①城北小学校いじめ防止基本方針について (2) 学校がかかえる課題と改善案 報告 (1) 6月以降の実践について	学校運営協議会自己評価 実施について依頼 ⇒R5. 12. 1締切
4	令和6年 2月1日 木曜日 14:30～16:00 会議室	(1) 学校関係者評価 ① 本年度の教育活動の説明 ② 学校評価を元にした改善案についての説明 ③ 改善案についての熟議 (2) 来年度の学校経営の基本方針説明 (3) 来年度のCS活動の計画案※CS活動の説明 (4) 学校運営協議会の自己評価 報告 (1) 夢育やらまいかCS加算分報告	学校運営協議会自己評価 教育委員会への提出締切: R6. 2月末日

- 1 開催日時 令和5年 6月8日（木） 14時30分から16時00分まで
- 2 開催場所 城北小学校 会議室
- 3 出席委員 岩井弘美子、川嶋 正幸、中川 勝夫、高柳 理子
中川 智博、森 聖子、紙上 理恵
- 4 欠席委員 清水 裕人、山岸 絵里
- 5 オブザーバー 大野木龍太郎（静岡大学） 河西 博昭（高台協働センター）
井下 俊輔（はままつ青少年の家）
- 6 学 校 山内登志弘（校長）、小嶋 澄華（教頭）、
中村 朝実（CSディレクター）、太田 礎子（教務主任）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 中村 朝実
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について意見をもとめたところ、中川委員より岩井会長を推薦する旨の発言があり、全員異議無くこれを承認した。年間を通して岩井会長にお願いする事も承認された。

10 協議事項

- (1) 「やさしい」心を育てるために
 - ・「いのちについて考える日」の実施について
- (2) 学校評価の評価項目について

11 会議記録

司会の小嶋教頭から、委員総数9人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- (1) 「やさしい」心を育てるために
 - ・「いのちについて考える日」の実施について

議長の指示により、山内校長から「いのちについて考える日」の実施について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・学校でやさしい心を育てるために、道徳を中心に取り組まれているのは分かったが、全教育課程でやさしさにつなげる必要がある。どの教科でも日々日常的に「やさしさって何だろう」と考えられた方が、子供たちは特別ではないんだ、当たり前に行っていることがやさしさにつながっていると気付く。どういう学びがやさしさにつながるのか考え、いのちについても全ての教科で学んでいく必要がある。（大野木さん）
- ・やさしさって言葉は大事、でも、ざっくりしているので人によって感じ方も違う。子供たちは大人に手伝ってもらうのが当たり前になっているので、「自分の身は自分で守る」が大事。考えるきっかけになる関わり方ができると良い。（井下さん）
- ・人を許せる心を持つ「寛容」が大切。人を許せる心を持つことでまっすぐな心を持った児童が育つと思う。（河西さん）
- ・核家族が多くなり身近な人の死を見ることが減った。いのちは一つで亡くなったら終

わるということを死とセットで伝えていく。身近な大事な人が亡くなったらどうする？と死そのものも教えられると良い。友人が亡くなったら、家族や友達はどうなるか、堅い授業でなく先生とフラットに考え合えたら良い。(森委員)

- ・今は死に合うことが減り、実体験が無い中で伝えていくには家庭と学校が一緒にやっていかなければいけない。(高柳委員)
- ・議論して終わってしまう事が多い。それを形にし行動していく事が大人の仕事。たくさん大人の大人と子供が会える場を作れば、いろいろな大人を知ることができる。フォローする場所を作っているのちの大切さを自然と体験できるのが大事。言葉だけで言っても心に響かないので、言うより行動。大人の優しさが子供に伝わっていく。(川嶋委員)
- ・やさしさはやさしさでなきゃ教えられない。(岩井委員)

(2) 学校評価の評価項目について

太田教務主任より、学校評価の評価項目について、昨年度までの評価項目は学校経営方針、グランドデザインを含め、評価する際に合っていないため、項目については検討したいとの説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・評価項目に、子供たちの安心安全に関わる学校運営能力を評価できる項目を加えてほしい。(中川智博委員)
- ・自己評価の所は、低・中・高学年に分けて分かりやすく書いてほしい。項目がざっくりしているので何の課題か分かるように具体的に書き、説明を付けたり分かりやすい言葉にしたりする。(森委員)
- ・「やさしさ」につながる項目を入れるのが良いと思う。(紙上委員)
- ・評価した後の対応が知りたい。評価して終わりではなく次につなげてほしい。(川嶋委員)
- ・自由記述欄を作るのはどうか。アンケートで数値化して、気になる所は自由に書けると良い。(森委員)
- ・評価項目が道徳的で、取り組みと評価項目が合っていない。(大野木さん)
- ・子供のどの姿を見てつけばいいか分かりにくい。家での様子か学校の様子か。(紙上委員)

その他報告事項等

学校支援CDから

- ① 5月の城北小サポーター活動実施報告
- ② 「コミュスク便り」「城北小サポーターQ & A」発行について

司会から、次回会議は、令和5年10月19日(木)13時30分より授業参観をした後、14時00分から城北小会議室で開催する旨の報告があった。

(1) 「やさしい」心を育てるために

①令和5年度城北小学校いじめ防止基本方針について

「城北小学校いじめ防止基本方針」より

1 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

○全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

○全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

○いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必

要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。

○学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。

②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。

④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。

⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

○PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。

○学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。

○より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

② 取組状況と自己評価

○「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況

教師

- ・ 校内研修 ① 1学期の取組について（4月12日）
- ・ いじめ対策委員会①（4月22日）
- ・ 参観会・学校説明会（4月22日）
- ・ 校内研修 ② 基本方針・組織の確認（4月22日）
- ・ 家庭・地域確認（5月1日～2日）
- ・ いじめ対策委員会②（6月5日）
- ・ 校内研修③ いじめアンケートについて
- ・ いじめ対策委員会③（7月24日）
- ・ いじめ対策委員会④（9月4日）
- ・ いじめ対策委員会⑤（10月18日）

児童

- ・ 授業開き ・ 人間関係作り（グループエンカウンター）・1年間のめあて
- ・ 道徳（友情・信頼）
- ・ 学活（学級目標の設定）
- ・ 縦割り活動（清掃・遊び）
- ・ 運動会（5月27日）
- ・ 命について考える月間（道徳・赤ちゃん講座）
- ・ さわやかアンケート：いじめアンケート1年生から6年生（6月8日～6月14日）
- ・ 二者面談：教師と児童（6月15日～30日）
- ・ アセス：心理的なアンケート3年生から6年生（6月15日～23日）

保護者

- ・ 参観会・学校説明会（4月22日）
- ・ 三者面談（4月25日～28日）
- ・ 参観会・担任と語る会（6月28日）
- ・ 三者面談（9月25日～10月2日）

○職員による自己評価（中間期）

- ・ 現在までに計画されているいじめ対策の内容は、予定通り実施されている。アンケートや面談において、気になる事例は見られていない。
- ・ いじめを減らすための事前指導となる学級づくり、人間関係づくりも順調に進んでいて例年と比較して子供の喧嘩が少ない。
- ・ 職員同士の壁を少なくして、自分だけで抱え込まないで複数で問題に取り組める体制が取れている。会議として決められた時間枠に加え、休み時間や放課後等、常に情報共有できるようにしている。

- ・保護者や地域からの情報を丁寧に受け止めるようにしている。事情の確認・情報共有・適切な指導を組織体制で行い、これらの対応について保護者と話すことで理解が得られている。
- ・現在の状況に安心することなく、「やさしさ」を合言葉に、心の通い合う温かで優しい人間関係を築くことで、今後も継続して未然防止に努める。また、「子供たちが活動する中で、トラブルは起こるもの」という意識も持ち続け、子供たちの様子をしっかりを見ていくことで、ささいな変化に気付くことができるようにしていく。

(2) 学校が抱える課題と改善策

○城北小学校の子供たちの様子と目指す方向

学校・保護者・地域それぞれの立場でできることは？

→今後の子供たちのすこやかな成長にどうつなげるか。